

令和8年度南いわて出会い創出事業

企画提案書作成要領

令和8年5月

岩手県南広域振興局
保健福祉環境部

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度南いわて出会い創出事業」（以下「本業務」という。）に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画コンペ実施要領」を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

参加者は、資料1「企画提案実施要領」及び資料2「業務仕様書」の趣旨を踏まえ、下記の必要書類を作成し、提出するものとする。

なお、企画提案書等はA4サイズで作成すること。また、各頁の下部中央にページ番号を印字することとし、目次を除き通し番号とすること。

(1) 企画提案書等（様式任意）

以下の項目を記載すること

- ア 資料2「業務仕様書」2の委託業務の内容についての具体的な実施方法及び内容
- イ 業務スケジュール
- ウ 業務の実施体制

(2) 会社概要及び過去3年間の主な受注等実績

企画コンペ参加資格確認申請時に提出したものの写し。

2 費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、県南広域振興局長宛に、参加者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

3 企画提案書等の提出部数

企画提案書	6部（正本1部、副本5部）
費用積算内訳書	6部（正本1部、副本5部）

4 その他留意事項

- (1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) 提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。